

総務厚生常任委員会会議録

目 次

【開 会】	4
【議案第 1 号】	平成30年度矢板市一般会計補正予算（第4号）	4
【議案第 2 号】	平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）	14
【議案第 3 号】	平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	16
【議案第 4 号】	平成30年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	18
【議案第 6 号】	矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	20
【議案第 7 号】	矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	21
【議案第 8 号】	矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	21
【議案第 9 号】	矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	21
【議案第13号】	矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について	23
【陳情第43号】	延長保育補助金の詐取に対して、厳正なる処罰と再発防止を求める陳情	25
【陳情第44号】	精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情	26
【陳情第41号】	難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情（継続）	28
【陳情第42号】	東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情（継続）	29
【委員長報告】	30
【閉 会】	30

1 日 時

平成30年12月11日(火) 午後1時00分(開会)～午後3時39分(閉会)

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 佐 貫 薫

副委員長 関 由紀夫

委 員 藤 田 欽 哉、和 田 安 司、中 村 久 信

石 井 侑 男、中 村 有 子、渡 邊 孝 一

4 欠席委員

なし

5 説明員(30名)

(1) 総合政策部(1人)

① 総合政策部長 横 塚 順 一

(2) 総合政策課(3人)

① 総合政策課長 室 井 隆 朗

② 電算統計班長 石 川 民 男

③ 政策企画担当 加 藤 清 美

(3) 秘書広報課(1人)

① 秘書広報課長 沼 野 晋 一

(4) 総務課(4人)

① 総 務 課 長 三 堂 地 陽 一

② 行 政 担 当 佐 藤 賢 一

③ 人 事 担 当 小 野 崎 賢 一

④ 財 政 担 当 佐 藤 裕 司

(5) 税務課(4人)

① 税 務 課 長 高 橋 弘 一

② 管理収納担当 丸 谷 久 美 子

③ 市民税担当 相 馬 香 織

④ 資産税担当 荒 浪 弘 和

(6) 社会福祉課(4人)

① 社会福祉課長 永 井 進 一

② 社会福祉担当 橋 本 幸 江

③ 障がい福祉担当 後 藤 一 浩

④ 生活福祉担当 田 城 宣 宏

(7) 高齢対策課(3人)

① 高齢対策課長 柳 田 和 久

② 高齢福祉担当 高 橋 理 子

③ 介護保険担当 日 賀 野 真

(8) 子ども課(2人)

① 子ども課長 石 崎 五百子

② 泉保育所長 塚 原 由

(9) 健康増進課(3人)

① 健康増進課長 細 川 智 弘

② 健康増進担当 宮 本 典 子

③ 国保医療担当 高 久 聡 子

(10) くらし安全環境課(2人)

① くらし安全環境課長 小 瀧 新 平

② 危機対策班長 柳 田 豊

(11) 市民課(1人)

① 市民課長 星 野 朝 子

(12) 出納室(1人)

① 出 納 室 長 鈴 木 康 子

(13) 選挙監査事務局(1人)

① 選挙監査事務局長 森 田 昭 一

6 担当書記

黒 崎 真 史、水 沼 宏 朗

7 付議事件

- 【議案第 1 号】 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第4号）
- 【議案第 2 号】 平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 【議案第 3 号】 平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 【議案第 4 号】 平成30年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 【議案第 6 号】 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 【議案第 7 号】 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 【議案第 8 号】 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 【議案第 9 号】 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 【議案第13号】 矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について
- 【陳情第43号】 延長保育補助金の詐取に対して、厳正なる処罰と再発防止を求める陳情
- 【陳情第44号】 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情

8 会議の経過及び結果

【開 会】

-
- 委員長（佐貫薫） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただ今から、総務厚生常任委員会を開会する。

(13時00分)

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、
- 【議案第 1号】 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第4号）
 - 【議案第 2号】 平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 【議案第 3号】 平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 【議案第 4号】 平成30年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 【議案第 6号】 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
 - 【議案第 7号】 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - 【議案第 8号】 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 【議案第 9号】 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
 - 【議案第13号】 矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について
 - 【陳情第43号】 延長保育補助金の詐取に対して、厳正なる処罰と再発防止を求める陳情
 - 【陳情第44号】 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情
- の11件である。

【議案第 1号】 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第4号）

-
- 委員長 「議案第1号 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第4号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

- 総務課長（三堂地陽一）

(「平成30年度矢板市補正予算書」1頁を朗読、2頁から6頁までにより説明。詳細について「平成30年度予算に関する説明書」4頁から27頁までにより説明。)

議案第1号については、平成30年人事院勧告の実施に伴う補正、それから小中学校施設のエアコン設置工事、大規模改修工事に伴う補正、前年度精算等に伴う国あるいは県への補助金等の返還による補正である。

歳入

- 10款1項1目 地方交付税 普通地方交付税は、留保分の追加補正として1億3,097万3千円の増額補正。
- 12款1項1目 総務費負担金 県交流等職員費負担金は、矢板市から県文書学事課へ交流職員として派遣している職員1名分の人件費負担金。
- 12款2項2目 民生費負担金 保育所保護者負担金(委託)は、私立保育所の利用者負担金の予想額1,098万5千円。
- 14款1項1目 民生費国庫負担金 1節の障害者自立支援給付費負担金、障害児給付費等負担金は、1/2の負担金率。2節の施設型等給付費負担金も1/2の負担金率。
- 14款2項1目 総務費国庫補助金 個人番号付番システム構築補助金は10/10の補助が出るもの。
- 14款2項2目 民生費国庫補助金 2節の保育所等施設整備交付金は2/3、3節の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は10/10の補助。
- 14款2項6目 教育費国庫補助金 2節、3節の学校施設環境改善交付金は、エアコン設置に係る経費で1/3の率となっているが、全体の事業費からすると低い率になっている。後ほど詳しく説明する。
- 15款1項1目 民生費県負担金 1節の障害者自立支援給付費負担金と障害児給付費等負担金が1/4、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が3/4、2節の施設型

給付費負担金が1/4の補助。

15款2項1目 総務費県補助金 栃木県わがまち未来創造事業交付金は、商工観光課でのスポーツツーリズムに25万円。ふるさと支援センター設立支援補助金は、総合政策課所管の企画調整事業の費用となる。

15款2項2目 民生費県補助金 安心こども特別対策事業費補助金は、すみれ幼稚園への7,732万3千円、認定こども園施設整備事業費交付金は、矢板幼稚園へ2,658万4千円。

15款2項4目 農林水産業費県補助金 1節の環境保全型農業直接支払交付金は、3/4の補助。2節の緊急捕獲活動推進事業費補助金は10/10の補助で50万円。

16款2項1目 不動産売払収入 土地売払収入は、ことしも土地の売払いが好調である。当初では2千万円ほど計上していたが、4千万円を超え、6,431万8千円の収入ということで2,431万8千円を増額補正している。

17款1項3目 民生費寄附金は、社会福祉関係で37万5千円の匿名寄附があった。これを血圧計と備品に使ってほしいということであったので、その思いを受けて血圧計を購入する予定である。

18款1項1目 財政調整基金繰入金は、804万8千円戻す減の補正。

20款4項3目 過年度収入は、障害児給付費等負担金と特別児童扶養手当事務取扱交付金の追加交付分。

20款4項4目 雑入 その他の雑入は、ちゅーりっぷ保育園の過年度返還金312万6千円。

21款1項1目 民生債 保育所整備事業では事業の確定で2,950万円の減。

21款1項5目 教育債 1節、小学校債の学校教育施設等整備事業が3億4,340万円、2節、中学校債の学校教育施設等整備事業が1億9,940万円。

歳出

人件費については、「平成30年度予算に関する説明書」22頁及び23頁の「給

与費明細書」で説明させていただく。

1 特別職では平成30年人事院勧告の内容を実施するに当たっての増額補正である。期末手当が40万9千円の増、共済費は27万9千円の増で、合計で68万8千円の増額。

2 一般職については、給与も上がっている。給料が387万5千円の増、職員手当が923万5千円の増で、合計で1,311万円の増。共済費が514万7千円の増。合計で1,825万7千円の増となる。

職員手当の増の中身は、扶養手当のほか期末手当・勤勉手当が上がっている。また、時間外手当も不足分の補正をしている。

1款1項1目 議会費 職員給与費等は職員4人分で12万7千円の増。議会費は議員の期末手当の補正。

2款1項1目 一般管理費 職員給与費等は職員41人分で676万6千円の増。人事給与管理費の負担金は、交流職員として社会福祉課にいる職員分の給与を負担金として505万8千円計上している。

2款1項6目 企画費 企画調整費の報償費、原材料費は、ふるさと支援センターをことしの5月に設立した経費分である。報償費としては、ワークショップを行う予定であり、その講師の謝金。原材料は、支援センターを自ら作るということで原材料を購入して大工仕事をする予定である。工事請負費85万5千円は、土屋と乙畑に「つつじの郷矢板」という看板が立っている。その補修をするためのもの。

2款2項1目 税務総務費 職員給与費等は職員19人分で222万3千円の増。

2款2項2目 賦課徴収費 償還金、利子及び割引料は市民税等の還付金。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費 職員給与費等は、職員10人分で75万2千円の増。

2款4項1目 選挙管理委員会費 職員給与費等は、職員1人分で3万2千円の増。

2款5項1目 統計調査総務費 職員給与費等は、職員2人分で6万8千円の増。

2款6項1目 監査委員費 職員給与費等は、職員2人分で19万7千円の増。

3款1項1目 社会福祉総務費 職員給与費等は、職員20人分で113万5千円の増。社会福祉総務費の備品購入費42万7千円は、匿名指定寄附により、まちなか保健室あるいは生涯学習館、温泉センターに血圧計を設置するためのもの。臨時福祉給付金給付事業の償還金、利子及び割引料は、精算等に伴う精算金で平成28年度、29年度分である。温泉センター施設事業の工事請負費は、専決第3号で承認をもらった2号源泉井戸のポンプ改修工事をしたが、不測の事態がありさらにポンプの改修に費用が必要となったため450万円を追加補正するもの。障がい者福祉対策事業の更生医療、特別障害者手当等、小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業では、それぞれに償還金、利子及び割引料があるが、いずれも前年度事業精算に伴う国庫、県負担金等の償還金である。障害者総合支援事業の扶助費1,709万8千円は、障害福祉サービス費と障害児通所給付費の不足分を追加補正するもの。償還金、利子及び割引料については、前年度事業精算に伴う国庫負担金と県負担金の償還金である。地域生活支援事業の報償費は、身体障害者に代わり筆記する要約筆記というのがあり、それをする方（要約筆記者）に対する謝金である。要約筆記者の派遣が増加していることによる増額補正である。国民健康保険特別会計繰出金については、人事院勧告内容の実施、あるいは事務繰出システム改修等に伴う繰出しの増。後期高齢者医療費の負担金は前年度事業費確定による精算で減。後期高齢者医療広域連合負担金の負担金も前年度事業精算による負担金の減。人権対策事業の報償費では、人権フェスタを来年の2月24日（日）フェスタ in 矢板の日に文化会館大ホールで開催する予定であり、講師を呼びその際に手話通訳を依頼するための謝金である。費用弁償の減は、研修は実施したが日帰りで実施したために減じて報償費のほうへ回している。

3款1項2目 老人福祉費 介護保険特別会計繰出金は、人勧の実施、認定調査等の増額による繰出金の増。

3款2項1目 児童福祉総務費 職員給与費等は、職員10人分で45万4千円の増。
育成医療給付費の償還金、利子及び割引料は、前年度事業精算の国庫負担金と、県負担金の償還金。児童福祉対策事業の委託料は、子ども・子育て支援ニーズ調査業務委託が見込みより安く上がったということで200万円の減。

3款2項2目 児童措置費 民間保育所運営補助事業の償還金、利子及び割引料は、ちゅーりっぷ保育園の平成27年度、28年度分の過年度分返還金138万8千円。
施設型給付費の扶助費は、前年度事業費の精算に伴う国庫負担金の返還金。

3款2項4目 児童福祉施設費 保育施設費の補助及び交付金は、認定こども園の矢板幼稚園、すみれ幼稚園の園舎の増改築による施設整備交付金。特定教育・保育施設安全対策事業費補助金として、1施設100万円で補修などの安全管理をするため10施設へ補助する。泉保育所での事故を受けて急きょ安全対策の措置を講ずるもの。

3款2項3目 生活保護総務費 職員給与費等は、職員4人分で12万7千円の増。
生活保護運営対策費の償還金、利子及び割引料は、前年度事業精算に伴い国庫負担金の返還6,360万9千円。

4款1項1目 保健衛生総務費 職員給与費等は、職員21人分で6万9千円の減。

6款1項2目 農業総務費 職員給与費等は、職員24人分で124万円の増。

6款1項10目 農業構造改善事業費 環境保全型農業直接支援事業の補助及び交付金は、申請面積が増加したことなどによる増。

7款1項1目 商工総務費 職員給与費等は、職員7人分で24万2千円の増。

7款1項3目 観光費 スポーツツーリズム推進事業の負担金は、来年のツールド栃木の市町負担金。来年は矢板市がスタートとゴール地点となり追加負担金50万円が生じることになった。

8款1項1目 土木総務費 職員給与費等は、職員11人分で197万8千円の増。

8款4項1目 都市計画総務費 職員給与費等は、職員7人分で35万6千円の増。

8款5項1目 住宅管理費 職員給与費等は、職員1人分で9万4千円の増。

10款1項2目 事務局費 職員給与費等は、職員12人分で86万5千円の増。

10款2項1目 学校管理費（小学校） 職員給与費等は、用務員、調理員9人分で25万7千円の増。学校一般管理費の工事請負費は、泉小学校の工事で87万4千円。来年入学の児童に身体障害児がいるため、トイレの洋式化と階段に手すりを付ける工事を施す予定である。

10款2項3目 学校建設費 小学校施設大規模改修事業の工事請負費3億8,448万円は、矢板小学校ほか7校の普通教室78室のエアコン設置とキュービクルを改修する費用。

10款3項1目 学校管理費（中学校） 職員給与費等は、用務員、調理員8人分で21万1千円の増。

10款3項3目 学校建設費 中学校施設大規模改修事業の工事請負費は、全中学校の普通教室46室のエアコンの設置とキュービクル改修費用として2億2,464万円の増。

10款4項1目 社会教育総務費 職員給与費等は、職員20人分で243万9千円の増。

10款5項1目 保健体育総務費 保健体育総務費の補助及び交付金は、昨年同様、矢板中央高校が全国大会に出場するという出場で交付金100万円を増額補正するもの。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○和田委員 エアコン設置工事に関して国庫補助の補助率等について詳しく説明をいただくことになっていたかと思う。

○総務課長 予算に関する説明書の18頁、「補正額の財源内訳」をごらんいただきたい。

小学校費の学校建設費は国庫支出金が4,094万3千円、地方債が3億4,340万円、一般財源が13万7千円である。国庫補助に換算すると1/3ということで

あるが、その内容が面積×単価で出しているということである。先ほど普通教室の室数で説明をしたが、小学校78室でエアコンを設置してカバーできるのが5,200㎡になる。この5,200㎡に国の単価である23,700円/㎡を乗じたものが補助の基礎額となるようである。エアコンの台数により補助ではなく、あくまで1㎡当たりの単価を乗じたものが補助の基礎単価となるようである。同じく中学校も23,700円/㎡が単価となるようである。小学校は78室あっても整備面積は5,200㎡に単価を乗じて4千万円程度にしかならない。中学校は46室で3,200㎡ある。同様に単価を乗じた結果、2,500万円程度の数字となるようである。

そのようなことで補助は少ないが、地方債のほうは有利な起債となっており、補正予算債ということと元利償還金の60%に交付税措置があるということもある。充当率が100%というものもあり、エアコンは今まで補助対象でも下のほうであったと思うが、ことしの夏を受けて上のほうになったようでもある。有利な起債となったことでもあるので、タイミングとしてはよい時機であるとは考えている。

○和田委員 財源については地方債と交付税措置で賄うということで了解した。学校数が10校で、夏に向けて工事を前倒しで進めていかないと間に合わないのではと思うので、着実に進めていただきたい。

○石井委員 先ほどの説明を受けて1教室当たりの単価を出してみた。小学校が500万円近い数字になる。中学校においても同じような数字となる。私が以前に一般質問でできるだけ安価な方法でと提案したが、その際の答弁でリースも含めてあらゆる検討をして対応すると言っていたが、リースを含めての検討をされた上でのものなのか。

○総務課長 石井議員からの質問を受けて、担当課でもエアコンの設置の仕方については検討をした。学校のほうでは再配置を検討しており、基幹校とそうでないところとで分けて、エアコンの本体自体を業務用ではなく低廉な設備にするなども検討をしての結果であると聞いている。

○石井委員 私も一般質問に当たって近隣の市町の単価等も調べたが、そのときよりも

さらに上がっている。工事の仕方もあるかと思う。キュービクルを更新か新設するかなど。その辺の細かい部分は分からないが、市債の部分で交付税の優遇があるという話であったが、何割なのか。

○総務課長 元利償還金の6割である。

○石井委員 予算に関する説明書13頁、温泉センター施設運営事業の450万円増額補正について、その内容はどのようなものか。

○社会福祉課長（永井進一） 温泉の2号源泉について、10月17日の全員協議会で2号源泉のお湯が揚がらなくなったことは報告したところである。ポンプを交換するために10月24日に工事が始まったが、結果的に揚湯管に亀裂が入っていてそこからお湯が漏れていてくみあげができなかったという結果であった。揚湯管に亀裂が入っていたので、ポンプを交換するために引き揚げ作業をやっていた際に揚湯管の亀裂が大きかったため、ポンプごと下に落下してしまった。現在は、ポンプが落ちた状態でお湯がくめるかどうかテストしてみようということで11月3日に施工業者の計らいにより、ポンプ等一式をお借りし3日から13日間くみあげてみた。その結果、通常の運転状態と同じような状態でお湯がくみあがることが分かったので、新しく取り換えるポンプと一旦交換して今は運営している。落下してしまったものに付いている揚湯管や電源ケーブル、水位センサーが下に落ちてしまったので、それを新たに購入して入れ替えなければいけない。今は施工業者から借りたもので運用している状況であるので、今回補正予算に計上させていただき、早急に取り換える作業にかかりたい。揚湯管の購入にだいぶ時間がかかるようで、約2カ月弱かかると言われている。今回は、その追加費用ということでの補正である。

○中村久信委員 エアコン設置の補助については、1/3という話があった。1/3は目安ということであるのかなと思った。ただ、㎡当たりの単価で割り出すとかかった費用の1/3にはほど遠い率になってしまうということは、当局としてはどのように分析しているか。

- 総務課長 国庫補助の交付金事業で、1/3と捉えていたが単価で計算すると1/9くらいになっている。当局としては、エアコン設置のほか、キュービクル設置や実施設計も補助対象とのことであるので、当初は1/3で見積もっていたが計算方法が先ほどの説明のとおりであった。当局としては従来どおり1/3という意識で仕事はしている。
- 中村久信委員 その結果を踏まえて、国に対して1/3についてはおかしいのではないかと言うなり、逆に矢板市の単価が高すぎるのではという指摘もあるかもしれないが、いろいろと調査をしてどのような結論をだされているのかという質問である。
- 総務課長 矢板市の設計試算は適正であると考えている。担当課としては適切に取り組んできた。しかし、結果としてこのような結果であったということである。先ほども話したが、有利な起債などもあり救われたという部分もある。
- 中村久信委員 見込み違いということであれば、なぜ違うのかというところは質していくべきではないかと思う。あまりにも違うので、国や県に対してかは分からないがそういった問い合わせはして、回答があるのであると思うがそういったやり取りはなかったのかということを知りたかった。最終的には有利な起債ということで国から1/3にはなっていないが有利な起債もあるという回答がくるのかもしれないが、その辺は矢板市として疑問を持ったと思うので、持ったのならそれがどういうことなのかは確認しなくてはいけないのではないかと思う。そうでないと、我々に対しても市民に対しても説明ができないと思う。していないのであれば今後していただきたいと要望させていただく。
- 中村久信委員 予算に関する説明書15頁、保健衛生総務費の職員給与費等が減少している。ほかはふえているが減となっている理由は。
- 総務課長 保健衛生総務費にいた職員1名が休職中で、現在は総務課配属となっている。その移行に伴う減である。
- 藤田委員 エアコンの設置に関して、普通教室が小学校78室、中学校が46室との

説明があった。特別教室には既にエアコンが設置されているのか。

○総務課長 特別教室にはない。今現在あるのは、泉小学校と各校の職員室、保健室のみである。今回も特別教室には入らない。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。

議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

【議案第 2号】 平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 「議案第2号 平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（柳田和久）

（「平成30年度矢板市補正予算書」7頁を朗読。8頁及び9頁により説明。詳細について「平成30年度予算に関する説明書」28頁から40頁により説明。）

今回の補正の主な理由は人事院勧告に伴う人件費の補正、介護給付費の不足、総合事業の通所サービスの不足等によるもの。

歳入

- 1 款 1 項 1 目 第 1 号被保険者保険料 現年度分特別徴収保険料 5 7 万円は、人事院勧告に伴う職員費、総合事業の通所サービスに充当するもの。
- 3 款 1 項 1 目 介護給付費負担金 現年度分 8 5 万 8 千円、
- 3 款 2 項 1 目 調整交付金 現年度分 6 6 万 5 千円は、介護給付費の不足に伴うもの。
- 3 款 2 項 2 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 現年度分 6 1 万 3 千円、
- 3 款 2 項 3 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 現年度分 1 万 1 千円については、人事院勧告に伴う職員費の増、総合事業の通所サービスの増によるもの。
- 4 款 1 項 1 目 介護給付費交付金 現年度分 3 5 9 万 1 千円は、介護給付の不足に伴うもの。
- 4 款 1 項 2 目 地域支援事業支援交付金 現年度分 6 6 万 3 千円は、人事院勧告に伴う職員費の増、総合事業の通所サービスの増によるもの。
- 5 款 1 項 1 目 介護給付費負担金 現年度分 3 4 6 万 4 千円は、介護給付費の不足に伴うもの。
- 5 款 2 項 1 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 現年度分 3 0 万 6 千円、
- 5 款 2 項 2 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 現年度分 5 千円は、人事院勧告に伴う職員費の増、総合事業の通所サービスの増によるもの。
- 8 款 1 項 1 目 介護給付費繰入金 現年度分 1 6 6 万 3 千円は、介護給付費の不足に伴うもの。
- 8 款 1 項 2 目 その他一般会計繰入金 職員給与費等繰入金 1 7 万 7 千円は、人事院勧告に伴う給与費の増、総合事業の通所サービスの増によるもの。
- 8 款 2 項 1 目 介護給付基金繰入金 介護給付基金繰入金 3 0 5 万 9 千円は、介護給

付費の不足に伴う基金からの繰入金。

歳出

1 款 1 項 1 目 一般管理費 職員給与費等は、人事院勧告に伴う職員給与費の増。

1 款 4 項 2 目 認定調査等費 認定調査等費は、認定調査委託料の不足に伴う増。

2 款 保険給付費は、各目に掲げるサービスについて、当初予算編成の際に減ぜられたものを補正するもの。

3 款 地域支援事業費は、人事院勧告に伴う給与費の増、総合事業の通所サービスの増によるもの。

○委員長 これより議案第 2 号に対し、質疑を行う。

質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。議案第 2 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決された。

【議案第 3 号】 平成 30 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

○委員長 「議案第 3 号 平成 30 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○健康増進課長（細川智弘）

（「平成30年度矢板市補正予算書」11頁を朗読、12頁及び13頁により説明。詳細について「平成30年度予算に関する説明書」44頁から50頁により説明。）

今回の補正は、被保険者の減少による国保税の減、今年度の保険者努力支援制度の交付額が確定したことによる県支出金の増、人事院勧告に伴う職員給与費等の引き上げ等による増などによるもの。

歳入

1款1項1目 一般被保険者国民健康保険税、

1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険は、被保険者が減少したため減額補正するもの。4月、9月を比べると、一般で207人減少、率として2.5%減っている。退職については、同じく4月、9月で比べると58人減少38.9%減となっており、当初考えていたより減少したということが原因で国保税の減が生じている。

5款1項1目 保険給付費等交付金 2節の保険者努力支援分は、国の保険者努力支援制度の今年度の交付額が確定したため増額補正するもの。

8款1項1目 一般会計繰入金 3節の職員給与費等繰入金は、特別会計の人件費6人分の人事院勧告に伴う職員給与費等の改正による繰入金の増。5節の事務費繰入金は、特定健診受診者の増に伴い、市負担分の25万2千円を繰り入れ国保のシステム改修費用27万円を繰り入れるもの。6節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政安定化支援事業として地方交付税で措置される分を繰り入れるもので、今年度の額が増加するため増額補正するもの。

9款1項1目 療養給付費等交付金繰越金 療養給付費等交付金繰越金は、退職者医療制度の療養給付費等の交付金分の過年度繰り越し分。

9款1項2目 その他繰越金 その他繰越金は、1目以外の過年度繰越金。

歳出

1 款 1 項 1 目 一般管理費 職員給与費等は、健康増進課職員 3 人分で 9 万 7 千円の増。事務費は、国へ提出する調整交付金関係データを県と連携するためのシステム改修に係る補正。

1 款 2 項 1 目 賦課徴収費 職員給与費等は、税務課職員 2 人分で 1 5 万 6 千円の増。

6 款 2 項 1 目 特定健康診査等事業費 特定健康診査等事業費の委託料は、当初見込みより特定健診の受診者がふえたことによる増額補正。1 1 月に最終の集団検診を終えたが、2, 3 2 5 人が集団検診等の特定健診を受診した。昨年度比 2 6 9 人の増となっている。職員給与費等は、健康増進課の管理栄養士 1 人分で 5 千円の増。

8 款 1 項 3 目 償還金 償還金は、過年度の国の療養給付費等負担金及び特定健診等負担金の精算において不足が生じるため、増額補正するもの。

○委員長 これより議案第 3 号に対し、質疑を行う。

質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。議案第 3 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決された。

【議案第 4 号】 平成 3 0 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

○委員長 「議案第 4 号 平成 3 0 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1

号)」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○健康増進課長（細川智弘）

（「平成30年度矢板市補正予算書」15頁を朗読、16頁及び17頁により説明。詳細について「平成30年度予算に関する説明書」54頁から55頁により説明。）

今回の後期高齢者医療特別会計補正は、主に保険料増に伴う広域連合納付金の増によるもの。

歳入

1款1項1目 特別徴収保険料 現年度分75万6千円、

1款1項2目 普通徴収保険料 現年度分1,268万3千円の増額補正は、被保険者の所得割課税分が当初見込みよりふえたため増額補正するもの。

3款1項1目 事務費繰入金 事務費繰入金97万2千円の増は、後期高齢者医療制度のシステム改修に国の補助金が交付されることになり、一般会計から繰り入れるための増額補正。

3款1項2目 保険基盤安定繰入金 保険基盤安定繰入金149万3千円の減は、低所得者にかかる保険料軽減に対する繰入金で、今年度額が確定したことにより減額するもの。

4款1項1目 繰越金 繰越金521万4千円は、前年度の繰越金。

歳出

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金 19節負担金、補助及び交付金の負担金1,813万2千円は、平成29年度分調整と今年度の保険料増額による増額補正である。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。

質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決された。

【議案第 6号】 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○委員長 「議案第6号 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○選挙管理委員会事務局長（森田昭一） 昨年、公職選挙法の一部改正があり、これにより市議会議員の選挙においても、候補者の政策などを有権者が知る機会を拡充するためにビラの発布、配布が可能となった。それに伴い、ビラを作成するときの作製費用を公費で賄うため、条例の一部を改正するもの。

(「議案書」2頁を朗読、3頁により説明。)

第1条については、公費負担の趣旨について規定しており、そのうちビラに関しては、市長選挙に限っていたが今回の改正により、市議会議員選挙においても配布が認められるようになったので、「矢板市長の選挙の場合に限る。」を削るもの。

第6条については、ビラの作製の公費負担について規定しているもので、同様の理由で「矢板市長の選挙」を「矢板市議会議員及び矢板市長の選挙」に改めるもの。

なお、今回から配布できるようになったビラの規格と枚数については、規格は長さ

が29.7cm、幅が21cmのいわゆるA4判サイズを超えない範囲のものであり、1枚刷りのものが2種類配布できるようになる。1枚刷りのものであれば、両面片面、カラーか白黒刷りなどは問わない。枚数は合計で4,000枚以内ということになっている。

施行日は、平成31年3月1日である。

○委員長 これより議案第6号に対し、質疑を行う。

質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。議案第6号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決された。

【議案第 7号】 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【議案第 8号】 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

【議案第 9号】 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

○委員長 「議案第7号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第8号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第9号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の

採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」を一括議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長 議案第7号、第8号及び第9号については、平成30年人事院勧告による改正である。

議案第7号は、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことで、それに準じて国の特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことにより条例を改正するもの。内容としては、議員の期末手当を0.05月分引き上げる改正である。現在の支給月数が3.3/年であるが、それを3.35/年に改正するもの。

(「議案書」4頁を朗読、5頁により説明。)

第1条については、平成30年度の期末手当の引き上げ分を12月支給分で調整するためのもの。引き上げは4月にさかのぼっての実施であるが、6月分の期末手当は支給済みであるため、12月分で調整するためのもの。

第2条については、来年度の6月、12月が未到来であるので、それぞれ分けて半分ずつ引き上げて支給するための改正。トータルで0.05月分の引き上げる改正となっている。

議案第8号も同様の内容で、市長等が対象となるものである。

(「議案書」6頁を朗読、7頁により説明。)

第1条については、平成30年度分を12月支給分で調整するためのもの。

第2条については、来年度分を6月、12月分に分けて上乘せをする改正。

議案第9号は職員が対象となるもの。

(「議案書」8頁を朗読、9頁から17頁により説明。)

第1条は職員が対象で、給料表と勤勉手当、宿日直手当の改正。宿日直手当は、土日、祝日の日中に2人で日直をしているものの手当で、今は4,200円であるが、4,400円に引き上げる。給料表については、初任給を1,500円引き上げ、若年層を1,000円程度引き上げる。その他の職員については、平均400円の引き上

げをする改定。平均の改定率は0.2%となる。勤勉手当の支給月数は、同様に0.05月分引き上げ、支給月数を4.4月/年から4.45月/年に引き上げる改正。平成30年度支給分の改正である。

第2条についても職員の改正で、平成31年度以降分の改正である。

第3条は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正で、任期付職員を対象とした改正である。こちらは、特定任期付職員等の給料表の改正、12月支給分の期末手当の率を改正するもの。こちらは平成30年度支給分の改正。

第4条は、第3条と同様の対象で、平成31年度以降分の改正である。

○委員長 これより議案第7号、第8号及び第9号に対し、質疑を行う。

質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。議案第7号、第8号及び第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第7号、第8号及び第9号は原案のとおり可決された。

【議案第13号】 矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について

○委員長 「議案第13号 矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

- 社会福祉課長（永井進一） 議案第13号は、矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理の指定について、公の施設の指定管理の指定について法の定めるところにより議会の議決を求めるもの。

（「議案書」24頁を朗読。）

この件については、現在の城の湯やすらぎの里の指定管理者である株式会社オーエンスの指定期間が平成31年3月31日をもって3年間の指定期間が終了するため、引き続き指定管理者制度により施設の管理運営を実施するために、ことし8月下旬から10月上旬にかけて募集を行った。3団体から応募があり、1団体については2次審査直前に辞退届が提出され、2団体からの指定管理者の候補者選定となった。10月30日に指定管理者選定委員会を開き、慎重に審査した結果、株式会社オーエンスが最も適当であると認められたものである。記載のとおり指定管理の期間は5年間、指定管理料は各年度とも同額の1,998万円で合計9,990万円である。

- 委員長 これより議案第13号に対し、質疑を行う。

質疑はないか。

- 和田委員 内容についてはではないが、指定期間で平成36年という表記はこれでよいのか。

- 社会福祉課長 来年で年号が変わるということであるが、現在のところ決まっていないため暫定的に平成という言葉を使った次第である。

- 総合政策部長 前回、昭和から平成に変わるときもそういった措置はなかった。

- 和田委員 確認だけしたかった。了解した。

- 委員長 ほかに質疑はあるか。

（質疑なし）

- 委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

- 委員長 続いて、討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。議案第13号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (14:42)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15:03)

【陳情第43号】 延長保育補助金の詐取に対して、厳正なる処罰と再発防止を求める陳情

○委員長 次に、「陳情第43号 延長保育補助金の詐取に対して、厳正なる処罰と再発防止を求める陳情」を議題とする。

事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書表」1頁を朗読。)

○委員長 意見はあるか。

○和田委員 趣旨の中段にある312万6千円が矢板市に返還されたという事実はある。

しかし、前段にある「故意に園児数を水増し補助金を詐取した」という部分については、担当課から聞いた話とは若干違うという気がしている。説明では、カウントする時間を誤認、勘違いしたものと受け止めていた。そういう部分では詐取ではないものと考えている。また、陳情事項にある「厳正なる処分」を矢板市に求めているが、補助金を返納させることはできても、矢板市が処分を行うことはできないものと考えている。陳情事項の「再発防止に向けた対策」については、既に確認をして対策をとっているということであった。

以上の点からみると、陳情については不採択と私は考える。

○石井委員 過日の全員協議会で説明があったかと思うが、そのときは故意に園児数をふやしたというような説明ではなかったと認識しているが、再度担当課長からの説明をお願いしたい。

○委員長 暫時休憩する。 (15:07)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15:10)

○子ども課長(石崎五百子) 石井委員のおっしゃるとおり、私どもは2回、矢板市補助金等交付規則に基づき検査を実施した。その中では、理事長としてはカウントすべき時間を午後6時半と午後6時とを誤ってしまったという回答であった。補助金等交付規則に則った調査しかできなかった。

○委員長 暫時休憩する。 (15:12)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15:14)

○中村久信委員 先ほど和田委員が言われた内容と私も同意見である。

○委員長 暫時休憩する。 (15:14)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15:14)

○委員長 これより採決する。陳情第43号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第43号は、不採択とすることに決定した。

【陳情第44号】 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情

○委員長 次に、「陳情第44号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情」を議題とする。

事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書表」2頁を朗読。)

委員各位のお手元に資料を通知してあるが、陳情書のほかに要望書と意見書案が提出されている。陳情文書の中には意見書提出の文言はないが、要望書のほうに意見書提出を望む記載がある。陳情提出者にも確認したところ、最終的には意見書の提出をお願いしたいということであったので、補足させていただく。

○委員長 意見はあるか。

○和田委員 説明のあった要望書については、矢板市議会から栃木県に対して意見書を出してほしいという趣旨であったが、バスの助成含めて県の管轄の範疇であるのか。県に対する要望のみで賄えるのか。国に対する要望も必要なのかを確認したい。

○社会福祉課長 重度心身障害者医療費助成制度は、栃木県の制度である。県のほうから1/2の補助をいただいて、矢板市が条例を制定して実施しているということである。その中には精神障害者は対象者として含まれていない状況である。

○中村有子委員 栃木県ではこの制度の導入はされていないとのことであったが、参考までに他県ではどの程度ほかの障害者同等のサービスになっているのか分かる範囲で教えていただきたい。

○社会福祉課長 陳情者からは市の執行部のほうにも要望書が出ており、その中で資料として他県の助成状況が添付されている。東京都については、手帳1級者が該当。茨城県については、障害年金の1級者が該当。群馬県も障害年金1級。埼玉県、千葉県は手帳1級。神奈川県は手帳1級と一部2級の精神の手帳をお持ちの方はこの医療費助成の制度に含まれているという状況のようである。

バスの関係のことが記載されているが、障害者の場合は、JRの旅客運賃の割引きがある。JRの電車とバス。それから、航空運賃の割引き、有料道路の通行料の割引きがある。あとは、タクシーの助成などもあるが、精神障害者の区分はいずれも入っていない。

○中村久信委員 説明の中では関東1都6県の中で栃木県だけがないという状況であったし、願意妥当で採択としたい。

○和田委員 賛成である。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。

○委員長 これより採決する。陳情第44号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第44号は、採択とすることに決定した。

【陳情第41号】 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情（継続）

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第41号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情」を議題とする。

朗読を省略して審査に入る。

○委員長 意見はあるか。

○石井委員 願意として理解できる部分はあるが、陳情文書の中で「下記事項について2014年12月以前の取扱いに戻すこと。」とあり、その辺が私としては問題かなと考え、不採択と考えている。

○中村有子委員 石井委員の意見にもあるとおり、陳情を読むと自己負担をなくすことを再三求めているが、改正した経緯に立ち返れば改正せざるを得ない社会情勢になっているのかなと考える。2014年以前に戻すということは逆行するようなこととも思える。難病疾患も331疾患にふえていると思うので、改正せざるを得なかったものと考えている。以前の取扱いに戻すことは難しいと考え、不採択の思いである。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。

○委員長 これより採決する。陳情第41号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第41号は、不採択とすることに決定した。

【陳情第42号】 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情（継続）

○委員長 次に、同様に前回継続審査とした「陳情第42号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情」を議題とする。

朗読を省略して審査に入る。

○委員長 意見はあるか。

○和田委員 3・11から7年9カ月経っている。原発事故については栃木県、矢板市も少なからず被害を受けている。陳情文書にもあるとおり、東海第二原発の近隣にかかっている栃木県に住む者としては陳情の趣旨は十分に理解できるところである。

しかし、陳情書が求めていることは、6市村に対し意見書を提出することを求めている。この点については、もう少し慎重に検討しなければいけないかと考えているので、継続審査でお願いしたい。

○委員長 暫時休憩する。 (15:30)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15:38)

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。

○委員長 これより採決する。陳情第42号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第42号は、継続審査とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉 会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。 (15時39分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長